

役員報酬及び役員退職手当支給規程

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク定款第27条に基づき、常勤の役員（以下「役員」という。）の報酬、退職手当及び費用に関して必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

2 役員退職手当は役員として満2年以上在任し、退職した場合（死亡による退職の場合には、その遺族）及び非常勤役員になった場合、その者に支給する。ただし、定款第26条の規定に基づき、解任された者に対しては支給しない。

(報酬額)

第2条 役員の報酬額は年額500万円以上1,500万円以下の間で、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。ただし、監事の報酬額については、社員総会の議決により、これを定める。

2 報酬は、報酬額の12分の1と通勤手当の合計額を毎月支給する。

3 新たに役員に就任した月及び退任した月の報酬は日割計算をもって支給する。

(退職手当の額)

第3条 役員の退職手当額は、役員報酬額、役員在任期間、職務実績等を参考に算出し、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。ただし、退職時の役員報酬額の12分の1に、在任期間年数に1を加えた年数を乗じた額を超えないこととする。

(通勤手当)

第4条 通勤手当は役員が通勤のために有料の交通機関を利用する場合にその月額により支給するものとする。

2 利用距離1キロメートル以下は支給しない。

(細則)

第5条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則 この規程は、平成16年4月1日から適用する。

附 則 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。